

バス事業のあり方検討会 第10回議事概要

日時： 平成24年1月30日（月） 14:00～16:10

場所： 合同庁舎第7号館 9階共用会議室2

事務局からの資料説明の後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(1) 貸切バス事業者における法令遵守体制の確保について

- デジタルタコグラフの活用は非常に有効であるが、導入費用については国の支援が必要である。また、ドライブレコーダーの導入も併せて推進することで一層効果があると考えられる。
- 運行管理者、整備管理者が運転者を兼務することについては、合理的な面もある一方、運行管理者が運転する場合に自分で自分を点呼するという話も聞くので、このようなものについては問題があるのではないか。
- 規制緩和による供給過剰の状態規制ばかりを厳しくすることでは事業者がついていけなくなるのではないか。貸切バスという産業自体を発展させていく方策についても検討すべきではないか。
- タクシー事業において行われている緊急調整措置を貸切バス事業にも検討できないか。
- 緊急調整措置について、タクシー事業では労働者の賃金の問題、渋滞等の外部不経済の問題が極めて顕著になっている一部の地域において実施するものであり、貸切バス事業においてはそのような状態にまでは到っていないのではないか。
- まずは安全を確保するために必要な規制レベルを強化し、それを守れる事業者には参入していただく、できないところは退出していただくということをもっとやっていくべき。これをやらずに単に車両数を調整するとか運賃を上げるということでは利用者の理解は得られないのではないか。

(2) 事後チェックの強化について

- 監査要員が不足している中、事後チェックに民間団体を活用していくことは必要。
- 事後チェックだけでなく、新規参入時の基準も上げるべきである。
- 事後チェックへの民間団体の活用については財源の確保が課題。まずはそれほど費用をかけずにできるところからやってみるというアプローチもあるのではないか。

(3) 発注者と貸切バス事業者の相互理解の促進

- 貸切バス安全性評価認定制度について、安全という定性的なものを定量的に星の数で表現してしまっているのか。
- 安全性評価認定制度の認定を受けている事業者は一定期間事故を起こしていない事業者なので、事故発生リスクを低減させているという意味で参考になるのではないか。
- 安全性評価認定制度の普及・促進を国も積極的にやってほしい。認定の有無を自治体等で実施する入札要件としてはどうか。
- 貸切バス事業者が違反を犯した場合に、悪質な旅行者に対しても罰則が適用さ

れるようにすべき。

- 貸切バス利用ガイドラインは、法令などで定められていることをできるだけ具体的にわかりやすく書くべき。また、ガイドラインの要点をまとめた要約版の作成も必要である。

(4) 営業面での規制の見直し

- 貸切バスの営業区域については、安全重視の観点からは運転者ができるかぎり営業所に戻ることができるという環境が必要であり、拡大すべきではない。
- 運賃については、これ以上下がることのないよう早急に何らかの歯止めを設けてほしい。
- 運賃については、利用者に「なぜこの金額になるのか」について理解してもらわなければ、結局安いほうがよいということになってしまうのではないか。

以 上